

令和元年台風第19号による被害に係る普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付の決定についてお知らせします

令和元年台風第19号により多大な被害を受け、災害救助法が適用された県内市町村に対し、地方交付税法第16条第2項の規定により、11月に定例交付すべき普通交付税の一部が繰り上げて交付されることになりましたのでお知らせします。

1 日程

令和元年10月18日(金) 交付決定
令和元年10月21日(月) 現金交付

2 県内交付対象団体

令和元年台風第19号により多大な被害を受け、災害救助法が適用された県内43団体(普通交付税不交付団体を除く)のうち、希望した9団体

3 繰上げ交付額(11月定例交付見込額の3割)

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
長 野 市	1,406
上 田 市	1,001
諏 訪 市	160
須 坂 市	299
飯 山 市	347
佐 久 市	840
千 曲 市	474
市 計	4,527

区 分	交 付 額
青 木 村	105
野 沢 温 泉 村	129
町 村 計	234
合 計	4,761

4 その他

- ・普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・本県における普通交付税の繰上げ交付は、平成26年に発生した御嶽山噴火による被災団体(木曽町及び王滝村)に対して交付されて以来

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です。

企画振興部市町村課財政係
(課長)西澤 奈緒樹 (担当)中坪 幸恵
電話:026-235-7066(直通)
:026-232-0111(代表) 内線2113
ファクシミリ:026-232-2557
電子メール s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp